

V. 近年の作業中止議題

- (1) 手続きマニュアル中の「食品」の定義について
- (2) 食品安全に関わるリスク分析用語の定義について
- (3) 各地域調整委員会の委託事項の見直しについて

VI. 現在、検討中の議題

- (1) 「経済的影響に関連した文書の検討を含むコーデックス規格の策定手続きのステップ 8 における企画の検討に関するガイドライン」について
- (2) コーデックスの作業における途上国の参加
- (3) OIE とコーデックスの合同規格
- (4) コーデックス規格の適用に関する言及
- (5) 「一般原則部会の委託事項」中の「受諾 (acceptance)」に関する文言の取り扱い
- (6) コンセンサスの概念とコーデックスにおけるその適用
- (7) 討議文書の配布、報告書の長さ及び内容
- (8) ステップ 8 で保留されたコーデックス規格案等
- (9) 経済的影響に関するステートメントを検証するメカニズムと様式

D. 考察

■ 「一般原則部会における検討経過に関する研究」では、「近年作業が完了した議題」として、以下に示す 37 項目の議題が検討され、各々以下のような経緯で作業完了となった。

- (1) コーデックスのフレームワークにおけるリスク分析のための作業原則案
 - ・ 第 18 回会議(2003 年 4 月)において、risk evaluation の用語を preliminary risk management activities に修正するなどの若干の修正を加え、Step 8 として、03 年 6 月の第 26 回総会に進めることが合意された。
- (2) 地域経済統合機関の加盟問題について
 - ・ 第 18 回会議(2003 年 4 月)で、FAO 憲章・法

律事項部会が検討した報告書を参考にしつつ、手続きマニュアルの改定案についての議論を踏まえ、手続き規定の改訂案を第 26 回総会へ提出することに合意した。

- (3) 食品安全のためのリスク分析のための作業原則案

- ・ 02 年の執行委員会で新規作業として承認された議題であり、第 18 回会議ではコーデックス向け原則案をベースにコーデックスの手続きに固有の部分を除いた事務局案を基に議論されたが、結局 Step 2 に差し戻しとなった。
- ・ 以降、各回会議で議論され、第 30 回総会(2007 年 7 月)において Step 5/8 で採択されたが、4 月の一般原則部会での審議のあり方が問題視され、数カ国が総会の決定に対して保留を示した。

- (4) トレーサビリティ/プロダクト・トレーシング (TR/PT) の検討

- ・ 02 年の本部会で検討がなされた議題であり、リスク管理の視点を優先した議論をすべきとする意見と、消費者への情報提供等他の目的の視点も併せて議論すべき、との意見が対立していた。
- ・ 第 18 回会議(2003 年 4 月)では、事務局が作成したペーパーを基に議論がなされたが、結局、フランスが WG を設置して定義に関する検討を行うこととなり、第 20 回会議(2004 年 5 月)において提議案を事務局規則に載せるよう第 27 回 CAC 総会に提案することが合意され (ALINORM 04/27/33A APPENDIX IV)、第 27 回 CAC 総会において採択された。

- (5) 国際政府間機関との協力のためのガイドライン

- ・ 本作業は、第 24 回総会で開始が決定され、事務局により手続きマニュアルの改正案が作成されたが、02 年の本部会で、手続きマニュアルの改訂ではなく、新たなガイドラインの作成を行うこととされた。
- ・ 第 21 回会議(2004 年 11 月)では、規格素案を作成できる協力国際政府機関を SPS 協定機関に限定しようとする開発途上国と限定しないとする先進国間の議論となったが、結局、限定しない方向で修正し、総会に諮ることとなり、第 28 回総会では一部字句の修正を施し、承認された。

- (6) 手続き規程ルールの改訂案

- ・ 第 19 回会議(2003 年 11 月)において、手続き規程のルール IV 「執行委員会」とルール XII 「予算及び支出」(発展途上国のための特別基金の設置)の改訂案を第 27 回 CAC 総会に提出することに合意 (ALLINORM04/27/33

APPENDIX II)したが、第 27 回 CAC 総会では出席国数が定足数を満たさなかったため、次回総会に先送りとなった。

(7)コーデックス基準及び関連テキストの策定手順の改訂案

- ・ 戦略的計画の策定や作業評価(critical review)の実地などが決定されたのを受け、第 19 回会議(2003 年 11 月)において、現行パート 1 がパート 3 に変更され以降番号は繰り下がり、新たにパート 1(戦略的計画の策定)及びパート 2(作業評価)が追加された「コーデックス基準及び関連テキストの策定手順」の改訂案(ALINORM 04/27/33 APPENDIX III)が合意され、第 27 回 CAC 総会において採択された。

(8)議長を選定する基準案

- ・ 第 19 回会議(2003 年 11 月)において議長の選定基準案(ALINORM 04/27/33 APPENDIX VI)が合意され、第 27 回 CAC 総会において採択された。

(9)「作業優先順位の設定に関する判断基準」の改訂

- ・ 第 21 回会議(2004 年 11 月)において、WTO からの要求の可能性等を想定して「国際政府機関からの提案」を基準策定の優先基準に追加する修正が提案されたが、現在、コーデックス委員会の構成や委託事項等の見直しが行われていることから、その結果に配慮した上で規更改定は行おうべきとの意見が出された。
- ・ その結果、総会に対し今後の進め方に関する意見を求めることとなり、第 28 回総会にて改訂案は承認されたが、コーデックス部会の構成や委託事項を踏まえて必要に応じて基準を見直すこととされた。

(10)「物理的作業グループに関するガイドライン案」と「電子的作業グループに関するガイドライン案」

- ・ 第 21 回会議(2004 年 11 月)において、物理的 WG および電子的 WG について各々以下のような修正がなされ、第 28 回総会にて採択された。
- ・ 物理的 WG については、透明性の確保のため別途定める場合を除きオブザーバーの参加を認めること及び 3 つの公用語訳をつけること等を修正し、電子的 WG については、物理的 WG と同様の修正に加え、コーデックスコンタクトポイントを通じて参加者の登録を行うべきこと等を修正した。

(11)CAC の活動における国際的非政府組織の参

加に関わる原則の再検討

- ・ 第 21 回会議(2004 年 11 月)において INGO より、最低年数や活動地域の要件に対し、反対の意見が提出され、さらに、各国からは参加資格剥奪の手続きについて透明性を失わないようにとのコメントが提出されたため、「参加に関わる原則」を修正し、第 28 回総会にて採択された。

(12)手続き規則 VIII.5 「オブザーバー」の改正案

- ・ 第 20 回会議(2004 年 5 月)において改正案を第 27 回 CAC 総会に提出することが合意(ALINORM 04/27/33A APPENDIX III)されたが、第 27 回 CAC 総会では出席国数が定足数を満たさなかったため、次回総会に先送りとなった。

(13)手続規則の規則 IV.1 の「代表」についての解釈

- ・ 第 21 回会議(2004 年 11 月)において、FAO 法務部の代表から説明された「議長・副議長がその任に当たる際には、自国代表ではなく、個人の資格でコーデックス全体の利益を代表するものであり、手続き規則の「代表」には含まれないと解しうる」との内容を遵守した場合、北米地域の代表が不在となる可能性がある。
- ・ 執行委員会の構成メンバーは 7 つの地域から、それぞれ 1 ヶ国が代表国として参加するが、北米地域は米国、カナダの 2 ヶ国で構成されており、議長、副議長も執行委員会の「代表」メンバーと解釈すれば、北米地域の代表が不在となるとのことであったが、議長・副議長も「代表」に含めるかどうかにつき意見が割れ、オランダ、ベルギーなどは、上記の北米地域の問題は地域の区分を見直すことにより解決可能と主張したため、本件は、今後総会に助言を求めることとなった。

(14)執行委員会におけるオブザーバー資格に関する検討

- ・ 第 24 回会議(2007 年 4 月)において、コーデックスにおける非政府系国際組織のオブザーバーの資格要件の見直しに伴い、資格の取り消しをどう規定するかについて検討され、最終的に "Principles Concerning the Participation of International Non-Governmental Organization in the Work of The Codex Alimentarius Commission" のセクション 6 の第 1 項の文章中で「オブザーバーステータスが付与された時点で適用された基準を満たさなくなった場合」という記述を「セクション 3 及び 4 の基準を満たさなくなった場合」と改訂すること

で合意し、総会で承認された。

(15)正式会合における発言に関する手続き規則の修正についての検討

・第 21 回会議(2004 年 11 月)において、評価レポートでは、代表団のチーフについて問題点が指摘されているが、規則の修正案では、代表団の構成員が発言する場合の手続きとなっており、解決策となっていないとの指摘がなされたが、事務局より、現在部会のガイドラインに書かれている原則を総会にも定めるだけとの説明があり、原案で総会に諮ることになった。

(16)執行委員会構成メンバーの任期の明確化

・第 21 回会議(2004 年 11 月)において、総会議長、副議長、地域代表国及び地域調整国の任期について整合性を図るため、任期は選出された総会から次々回の総会までの期間、再選は 1 回とすることが妥当であるという意見が多かったが、それぞれの任期開始時期を合わせるかどうかの検討を要すること及び本件について手続き規則の改定検討を総会から特段付託されていないことから、更なる討議資料を事務局が作成し次回本部会にて検討することとなった。

・第 23 回会議(2006 年 4 月)において、メンバーの任期は、選出された総会から次回総会までの期間で、再選は 1 回、最長任期は 4 年までとする基本方針にそって修正した Rule III Officer、Rule IV Coordinators、Rule V Executive Committee の改訂条文が合意され、第 29 回総会において承認された。

(17)CCFAC に適用されるリスク分析原則案

・第 21 回会議(2004 年 11 月)において内容を検討し、第 28 回総会に Step 8 として採択するよう勧告することが合意され、第 28 回総会では一部文句の修正を施し、承認された。

(18)食品及び食品群中の汚染物質及び毒物の暴露評価に関する CCFAC 方針案

・第 21 回会議(2004 年 11 月)において、内容を検討し、第 28 回総会に Step 8 として採択するよう勧告することが合意され、第 28 回総会で承認された。

(19)コーデックス規格の受諾及び通告に関する手続き

・第 21 回会議(2004 年 11 月)において、本規定は現在空文化しており、受諾及び通告に関する手続き規定を廃止すべきとの意見が出されたものの、「コーデックス委員会手続きマニュアル」のうち削除・改訂を要する文書、条項が複数存在し、具体的な改訂箇所が不明確

だったため、事務局が改訂案を作成し、第 22 回会議(2005 年 4 月)で「改訂案」を検討した上で、第 28 回総会に諮り、承認された。

(20)議長選出に関する手続き規則改正案

・第 22 回会議(2005 年 4 月)において内容を検討し、第 28 回総会にて採択された。

(21)「暫定」の定義について

・第 23 回会議(2006 年 4 月)において”暫定措置”の用語は食品安全に関わる規格の採択では原則として用いるべきではないとの趣旨の提言を取りまとめ、第 29 回総会において承認された。

(22)CCFH の作業運営方法に関する文章について

・第 22 回会議(2005 年 4 月)では引き続き次回本部会で検討することとなったが、第 23 回会議(2006 年 4 月)において、いくつかの修正が加えられた後、再検討のために CCFH に差し戻すこととなった。

(23)CCFA 及び CCCF の付託事項案について

・05 年の総会で CCFAC を食品添加物部会(CCFA)と食品中汚染物質部会(CCCF)に分割することが決定したことを受け、第 23 回会議(2006 年 4 月)において事務局が作成した CCFA 及び CCCF の付託事項案を修正した上で第 29 回総会に提案することが合意され、総会では一部修正されて承認された。

(24)CCFH の新しい付託事項について

・第 23 回会議(2006 年 4 月)において食品衛生部会(CCFH)の新しい付託事項として食品照射に関する事項を提案することが合意され、同時に CCFH、CCFA、CCCF の各部会に食品照射の事項を扱うのに最適な部会はどこか、意見を求めることが合意された。

・第 29 回総会において食品照射は CCFH が扱うことが合意された。

(25)「JMPR(FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議)

による評価対象の優先順位付け基準改定案」について

・第 23 回会議(2006 年 4 月)において残留農薬部会(CCPR)が作成した JMPR による評価対象の優先順位付け基準改訂案の内容について検討し、一部を修正した上で第 29 回総会に諮ることが合意され、第 29 回総会で承認された。

(26)「分析結果の活用」の改訂案

・第 23 回会議(2006 年 4 月)において分析・サンプリング法部会(CCMA)から提案のあった「分析結果の活用」の改訂案について合意さ

れ、第 29 回総会で承認された。

(27) コーデックス規格の一般原則

- ・第 23 回会議(2006 年 4 月)で一般原則の見直し案として、「コーデックス規格は国内法規に取って代わるものではない」との文章を加えるなどの修正に合意し、第 29 回総会での採択を求めることとなったが、第 29 回総会では、マレーシアの一般原則における助言的文章に関わる規定を削除することの懸念を受け、CCGP に差し戻して再検討することとなった。
- ・第 24 回会議(2007 年 4 月)において、マレーシアの「関連テキスト」を明確にするための文章の追加提案について審議し、「関連テキスト」の文言に脚注をつけ、実施規範、ガイドライン、提言などが含まれることを明確にすることで合意され、「コーデックス食品規格の一般原則」案として総会に提案することで合意した

(28) 地域調整国と地域毎に選ばれた執行委員会メンバーの役割について

- ・EC から提案を受け、ヨーロッパ地域調整委員会のメンバーシップに関わる「手続き規定」の記述を他の地域調整委員会と調和させることが第 24 回会議(2007 年 4 月)において合意された。
- ・地域調整国が執行委員会に出席するようになったことを受け、地域から選出された執行委員会メンバー国と地域調整国の役割を明確にするために「手続き規定」の Rule V パラグラフ 1 に新しい文章を追記するよう総会に提案することが合意された。

(29) 「コーデックス規格の改訂及び修正手続きに関するガイドライン」について

- ・第 23 回会議(2006 年 4 月)において、同ガイドラインの修正について合意し、第 29 回総会での採択を求めることとなり、総会で承認された。
- ・前回会議において、同ガイドラインに「無期休会となったコーデックス委員会によって作成されたコーデックス食品規格の改訂のための取り決め」を取り込んで一つの文章にまとめることが決定したことを受け、第 24 回会議(2007 年 4 月)では、事務局が作成した「コーデックス食品規格及び関連テキストの作成に関する手続き」の改訂案について検討し、「手続きマニュアル」中のテキスト改訂案を委員会に提出することが合意された。

(30) リスクマネジメント方法論原案について

- ・食品中の残留動物用医薬品部会におけるリスクアセスメントポリシーを含めたリスクマネジメント方法論原案は、CCPR のリスク分析原則案での議論を踏まえ、非開示情報の

扱いなどに関するテキストの若干の修正を施した上で第 24 回会議(2007 年 4 月)において承認された。

(31) 残留農薬部会によって適用されるリスク分析原則案について

- ・第 24 回会議(2007 年 4 月)において、マレーシアから各部会で適用されるリスク分析原則案に食い違いがあってはならないとの発言があったが、必要に応じてこの点を改善していくこととして、CCPR から提案されたリスク分析原則案は編集上の修正を踏まえて承認された。

(32) CCMAS が完成させた "Proposed Amendment of the Principles for the Establishment or Selection of Codex Sampling Procedures" について

- ・第 24 回会議(2007 年 4 月)で検討され、GSFA における食品添加物規定の追加及び見直しの検討のための手順案(CCFAC)が、新たに組織された CCFA において個別食品規格の添加物の基準と GSFA の基準の調整作業が行われていることを考慮して、本手順案の検討は必要ないとの意見もあったが、最終的に本手順書案は合意され、総会において承認された。

(33) 食品の国際貿易における倫理規範の改訂案

- ・03 年の 18 回会議では、「まず現行の Code の不明確な点について議論すべき」、「開発途上国に配慮すべき」等の意見を基に各国からの意見を踏まえ、10 年の 26 回会議において改定案に以下の修正を行い、33 回総会(10 年 7 月)で採択された。
 - ① Article 1, Section 3.2 (b) 及び (e) : 意味をより明確にするための字句文言等を整理した。
 - ② Section 3.2 (f) : “shelf life” を “expiration date” に置き換えた。
 - ③ Section 4.2 : 「輸出国が規定する “最低条件 (minimum requirement)” に適合しない食品の再輸出をしない旨」を示した文書について、“最低(minimum)” を削除し、さらに、“食品安全の要件(food safety requirements)” と書き換えるべきとのグアテマラの提案について議論した結果、本項は、安全と品質の両方の規定をカバーすることを確認した上で、“minimum” を削除した。
 - ④ また、本規範案が、コーデックス基準に合致していない食品の輸出、及び、コーデックス基準より厳しい基準を輸入国が適用することを許す内容となっているとのチュニジアの懸念についても検討し、文書中にある “multilateral agreements” が WTO 協定を含むことを示す脚注を追加した。

(34)コーデックス戦略計画 2008-2013 の Activity

2.1 に従い、各一般問題部会（食品添加物部会、汚染物質部会、残留農薬部会、食品残留動物用医薬品部会及び栄養・特殊用途食品部会）に適用されるリスク分析の原則と、リスク分析に関するコーデックスの基本原則との間の一貫性の有無等

- ・コーデックスの各部会で作成されている「リスク分析の原則に関する文書」に関し、コーデックス戦略計画 2008-2013 の Active2.1 では CCGP がこれら原則文書の間の様式・内容などの一貫性の有無についてレビューすべきとあることから、開始したもの。
- ・09年の第 25 回会議において事務局より、各部会のリスク分析の原則について、形式が必ずしも「コーデックス委員会の枠組みの中で適用されるリスク分析の作業原則」にあっていないことなどの指摘がなされたが、2011 年までに作業を終える必要があることから、食品衛生部会のリスク分析の原則に関する文書の作成を待たずに、事務局が再度文書を回付して各国の意見を求めることとなった。
- ・翌 10 年の第 26 回会議で検討した結果、各部会に適用されるリスク分析の原則には一貫性があるとして、Activity 2.1 による作業を終了した。

(35)コーデックス文書において、無定義又は異なる定義の基で用いられている用語“competent authority”について、統一的な定義を作成することの利点

- ・10年の第 26 回会議において、以下の理由により、当該用語の統一的・一般的な定義を策定する利点はないとの見解で合意した。
 - ①2010 年 2 月に開催された第 18 回食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）において、当該用語の定義は不要との結論に至っていること
 - ②一般的に用いられる当該用語の定義付けを行うことは、既存のコーデックス文書及び当該用語を使用する各国政府の取組に影響を与えるため、留意する必要がある旨のオーストラリアからの意見に我が国、EU を含め多くの国が同意したこと
- ・第33回総会では、部会での議論の結果が報告され、特段の議論なく承認された。

(36)コーデックス会議の共同開催

- ・「コーデックス会議の共同開催に関するガイドラインの修正案」として 10 年の第 26 回会議に提示された討議文書の一部を修正し、第 33 回総会での承認を諮ることで合意した。

- ・26 回会議では、共同開催に必要な手続きやタイムフレームなど有用な関連情報を掲載する事務局 web ページの創設とその具体的内容についても合意した。
- ・第33回総会では、部会が共同開催されるとの情報については前もって十分加盟国に通知されるよう、あらゆる努力をすべきであるとされ、承認された。

(37)手続きマニュアルの構成、内容、様式について

- ・第 22 回会議(2005 年 4 月)において「手続きマニュアル」の内容や構成を再検討することが了承され、事務局はマニュアル案を作成したが、第 24 回会議(2007 年 4 月)の中で、マニュアルに対する様々な要望・意見が出されたため、再度、事務局の方でマニュアル案を作成することとなった。
- ・第 25 回会議(2009 年 3 月)において、手続きマニュアルの第 18 版の早刷り(英語版)が資料として配布され、第 26 回会議(2010 年 4 月)では、手続きマニュアル第 19 版の構成を変更し、索引を廃止したことが報告され、承認された。

■「近年の作業中止議題」は以下の 3 議題である。

- (1)「手続きマニュアル中の「食品」の定義について」は、第 20 回会議で新規作業として承認されたが、第 22 回会議での議論の結果、変更しないことで合意し、第 28 回総会で改訂作業は中止された。
- (2)「食品安全に関わるリスク分析用語の定義について」は、第 22 回会議で、本部会での検討が承認され、第 25 回会議まで議論が重ねられたが、リスク分析に関係する作業が進行中であることから、この議論は時期尚早として作業中止となった。
- (3)「各地域調整委員会の委託事項の見直しについて」は、第 24 回会議で、議題が提案されたが、第 25 回会議で、委任事項は変更しないことで合意し、作業中止となった。

■「現在検討中の議題」は 9 議題であり、その経緯は以下に示すとおりである。

- (1)「経済的影響に関連した文書の検討を含むコーデックス規格の策定手続きの Step 8 にお

る企画の検討に関するガイドライン」について

- ・第 23 回会議(2006 年 4 月)において、手続きマニュアルの「同ガイドライン」を削除して「手続きマニュアル」の関連する文章に入れ込む修正について合意し、第 29 回総会で改訂案は承認されたが、第 24 回会議(2007 年 4 月)において、前回会議で削除された内容を「手続きマニュアル」の他の規定に取り組むか否かについてはコンセンサスが得られず、再度総会に審議の必要性を確認することとなった。

(2) コーデックスの作業における途上国の参加

- ・第 31 回総会において、コーデックスの主要部会の開催地域が変更していること、また、資金及び人的資源の不足などの理由から、コーデックス会議への途上国の参加を妨げられ、規格策定のプロセスにおける途上国からのインプットが少ないという問題が生じていることが指摘された。
- ・コーデックスの民主的かつ透明性のある運営のために、早急に解決する必要があるとの意見を受け、CCGP においても本件について検討することとされたもの。
- ・第 25 回会議(2009 年 3 月)では、途上国の参加に当たって、以下のような様々な意見があることを第 32 回総会に報告するとともに、引き続き総会でもこの議題を議論することが合意された。
 - キャパシティ・ビルディングが大事であること
 - 人的、金銭的資源の他にもビザ取得など実務上の困難もあること
 - 途上国の中にもコーデックス・トラストファンドに頼るのみでなく、自国で費用を負担して部会に出席し始めた国もあること
 - 途上国からの参加を増やせるとしても、科学的基礎を持たない参加者が増えることはコーデックスの作業にマイナスであること
 - コーデックス・トラストファンドの運営の透明性を高める必要があること

(3) OIE と Codex の合同規格

- ・OIE より、動物生産に係る食品安全に関し、Codex との協力関係はすでに存在するが、より連携を強固にするために OIE/Codex 合同規格を作成することを検討する提案がなされた。
- ・第 25 回会議(2009 年 3 月)において、日本を含めた各国より、両者の協力関係を強化することは非常に重要だが、両組織の規格作成の手続きが全く異なることから、具體的な作業が提案されないと議論が難しい旨の意見が出されたことを踏まえ、Codex 事務局が OIE 事務局と調整し、手続き上の問題点も含め、合

同規格作成の可能性について、討議文書を作成することとされた。

- ・第 26 回会議(2010 年 4 月)でも議題となったが、討議文書が会議当日に配布されたため、今次会合で中身に踏み込んだ議論をするのは難しいとの指摘があり、結局、当該討議文書を各国に回付して意見を求め、次回会合で具体的に議論することになった
- ・第 27 回会議(2012 年 4 月)では、各国におけるコーデックスとの規格策定手順の差異に対する懸念から、OIE は合同規格策定に関する提案の取り下げを表明し、一方で、両組織の協力関係を今後更に強化するため、両組織の規格を相互に参照するといった内容を念頭に、相互承認の方法 (mutual recognition) を探っていくことを提案した。
- ・この協力関係強化の提案には複数の国からの賛同があった。日本は、両機関の協力関係を強化することは重要であるが、OIE から提案のあった相互承認の方法については明確化を求めるとの意見を述べた。
- ・複数の国から、PM には規格策定の手順における国際機関との協力についてのガイドラインが既に存在している旨の指摘があった。
- ・議論の結果、カナダを座長とし、以下の項目を委任した EWG を設置し、その中で両機関の規格を相互に参照し合うためのガイダンスを提案し次回会合で検討することに合意した。
 - (1) 互いに関心のある開発についての協力の約束の確認
 - (2) コーデックス及びOIEのマンデートと手続きの尊重
 - (3) オープンで透明性のある手続きの約束
- ・また、次回会合に先立ち、OIE の支援の下で本件に関する PWG を開催することも合意された。

(4) コーデックス規格の適用に関する言及

- ・コーデックスの個別食品規格において、すでに廃止された「受諾(acceptance)」に関する記述が含まれるものが存在するため、同様の記述を含む規格をすべてリストアップし、この問題をいかに一貫した方法で水平的に取り扱うかについて検討するもの
- ・第 25 回会議(2009 年 3 月)では、文書の回付が遅かったことから、事務局が再度同様の文書を回付して、総会までに各国が意見を提出することとなった。
- ・また、日本が提案した、手続きマニュアル付属文書「コーデックスの思想決定過程における科学の役割ならびにその他の事項が考慮される範囲に関する原則の表明」に「受諾(acceptance)」に関する記述が残存する件については、記述は変更せず、「受諾手続きは 2005 年に廃止された。」という脚注を加えることで合意された。

(5) 「一般原則部会の委託事項」中の「受諾(acceptance)」に関する文言の取り扱い

- ・第25回会議(2009年3月)において、日本より提案された、手続きマニュアル中「一般原則部会の委託事項」にも「受諾(acceptance)」が残存していることについては、「受諾(acceptance)」を含む文章全体が委託事項とは関係なく、過去に本部会が扱った議題の例示であることから、文章全体を削除することで合意されたが、マレーシアは、文章を残して「受諾手続きは2005年に廃止された。」という脚注を加えることを提案するとともに、部会の合意については留保を示した。
- ・第32回総会において、規格の経済的影響を吟味するメカニズムを部会の付託事項に残すべきとの意見が出されたことから、再度、第26回会議(2010年4月)にて付託事項全体を検討することとなった。
- ・インド等いくつかの国が、経済的影響に関するステートメントを横断的かつ統一的に検討するメカニズムの構築が必要であると主張したが、我が国を含めいくつかの国は、「コーデックス手続きマニュアル」中のコーデックス規格作成手続きに関する規定において、各ステップで経済的影響を適切に考慮して対処することが既に認められていることから、CCGPの付託事項にその点を残しておく必要はないと指摘した。
- ・議論の結果、以下の修正を加えることで合意した。
 - ①より正確になるよう第一文に加筆する
 - ②各部会から提案される手続きマニュアルに関する提案・修正案の検討及び承認、並びに総会に対する手続きマニュアルの修正を自ら提案すること等、本来の業務を明確化する
 - ③受諾に関する事項を含んでいる第二文及び倫理規定の策定に関する最終文を削除する
- ・経済的影響を吟味するメカニズムに関する記述を削除するか否かについては結論が出ず、各国へ意見を求め、次回会合で引き続き検討することとなった。
- ・第27回会議(2012年4月)では、PMの中で、各ステップにおいて経済的影響を適切に考慮して対処することが既に規定されていることから、日本を含む複数の国はCCGPの付託事項から削除するのが適当であり、個別的作業を付託事項に残すことは、部会が優先すべき他の作業との間で誤解を生む可能性があることを指摘した。
- ・一方でその重要性から複数の国は、本記述を残すべきと主張し、その後マレーシアを含む複数の国から、本記述を削除した上、その内容を第一文に入れ込む案が提示されたが、上

記懸念の解決にならないことから、合意は得られなかった。

- ・議論の結果、コンセンサスが得られなかったため、部会は、現在はTORを変更せず、オーストラリアとマレーシアの討議ペーパーができる次回会合において改正TORの議論を継続することを決定した。

(6) コンセンサスの概念とコーデックスにおけるその適用

- ・第23回CCGPにおいて、インドから「コンセンサス(合意)」の定義作成が提案されたことを受け、その必要性について検討を続けているもの
- ・第25回会議(2009年3月)では、各部会・特別部会の議長から出されたそれぞれの会合における「コンセンサス」の形成、取り扱いに関する情報をコーデックス事務局が取りまとめた討議文書に基づき議論されたが、以下のように意見は二分された。
 - ①「部会ごとにコンセンサスの取り扱いが異なることから、定義が必要である」「コンセンサスの定義は、正式な反対意見がないことである」
 - ②「コンセンサスと全員一致は異なる」「コンセンサスはプロセスが大事であり、定義を決めることは、むしろこのプロセスを妨げる場合がある」「コンセンサスに到達するための具体的な方法を議論すべき」
- ・その結果、以下の7点を第32回総会に報告することとされた。
 - (1)議長用パンフレットを作成し、議長以外も参照することができるようにすること
 - (2)議長同士の非公式会合やCCEXECを活用すること
 - (3)議長会議を少なくとも一年に一度開催すること
 - (4)手続きマニュアルの「コーデックスの各部会の議長ガイドライン」の中に、議論が膠着した場合のファシリテーターの活用を明記すること
 - (5)コンセンサスの定義については、作成の必要性の有無も含めて意見が二分されること
 - (6)加盟国代表団用にもコンセンサス形式に関するパンフレットの作成を検討すること
 - (7)各部会の最終日に、議長に対する評価用紙を用意するようにすること
- ・第25回会議において、コンセンサスの概念とコーデックスにおけるその適用に関連し、手続きマニュアルの「コーデックスの各部会及び特別部会の議長向けガイドライン」の中に、議論が膠着した場合のファシリテーターの活用を明記すること等について決定した際、

これに関連して、当ガイドラインに「実質的な問題（substantive issue）に対し正当な理由に基づく継続的な反対があった場合、議長は、コンセンサスが得られたと決定する前に、対立する議論を調停することによって、その意見が考慮されるようにすべき」との一文を追記すべきとマレーシアが提案したが、合意が得られなかった。

・第26回会議(2010年4月)では、本提案を支持する意見も出されたが、他方、以下の様な意見が出された。

i)提案文中にある“justify”をどう判断するかが問題であり、その適用は困難であるため別の用語に置き換えるのが適当である

ii)対立する意見をいかなる状況でも完全に調停することは不可能であり、「調停するよう努力する」と書き換えるのが適当である

iii)コンセンサスを得るには、議長のみならず、会議に参加する加盟国にも責務を有していることを考慮すべき

・我が国は、現在のガイドラインで必要事項は十分に網羅されており、さらなる変更は必要ないとの意見を表明した。

・議論の結果、提案文書に必要な修正を加え、「討議の中、意見の対立がある場合、議長はコンセンサスが得られたかどうか判断する前に、対立する議論を調整するよう努めることによって、関心を有するメンバーの意見が確実に考慮されるようにしなければならない。」とすることで合意し、第33回総会での採択を諮ることとなった。

(7)討議文書の配布、報告書の長さ及び内容

・第32回総会において、①コーデックスの各会合の資料のタイムリーな配布（全てのコーデックス言語で同じタイミングで作成）及び②会議の報告書の長さ及びその内容に関し、チリが作成する討議文書に基づいて、第26回会議で議論することとなっていたもの。

・第26回会議(2010年4月)において、各国から、以下のような意見が出された。

①会議資料の翻訳と配布の遅延は、リソースと関連しており、具体的な調査をすることが重要であること

②報告書の長さ及び内容については既に手続きマニュアルに規定があること

③音声録音などは透明性を高めるための有用な手段となりうること

・我が国も、会議資料の配布の遅延に関連し、実態を比較調査するのが適当ではないかと提案したのに対し、コーデックス事務局は、今後の事象には対応できるが、過去の配付状況を調査するのは困難である旨の回答があった。

・議論の結果、本討議文書を2010年秋に開催が予定されているラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会で検討するとともに、その他

の地域調整部会へも参考情報として配布することが合意され、本件は次回会合で引き続き検討する事項であることが確認された。

・第27回会議(2012年4月)では、特に前回総会のレポート配布が数ヶ月かかったことが問題にされ、すべての言語による翻訳が出そろった段階で配布することが、各国が会合のための準備を行う上で公平であるとの意見が表明された。

・一方、事務局はたとえ一つの言語であっても、なるべく早く文書を配布することが重要との認識を示した。

・翻訳のスピードを上げるために機械による自動翻訳の導入が提案され、今後検討していくことが合意された。

・また、事務局は文書の配布が遅れる理由の一つとして、部会を5月まで開催しているため、7月に開催される総会の準備が遅れてしまう旨説明した。

・事務局は、今後文書の準備状況について、その責任者を含め、コーデックスのホームページで表にして明示すること、また、国際植物防疫条約（IPPC）の有しているオンラインのコメント提出システムの採用を検討するなど現在行われている取組を紹介した。

・併せて、コーデックス事務局の強化のため、現在空席になっているポストを埋めることやコメント提出の厳守も重要であると確認された。

(8)ステップ8で保留されたコーデックス規格案等

・コーデックス規格及び関連文書の策定に関する手続き規定の第5項には、総会は規格案又は原案を最終採択せずにそのままステップ8に保留することができる旨の規定があるが、その場合の具体的な条件や、その後、最終採択に向けて何をすべきかについてのガイダンスが存在しないことから、新規作業として、そうしたガイダンスを策定する必要があるとの指摘が多く国からあった。

・第26回会議(2010年4月)において、議論した結果、オランダとカナダを共同議長とする新たな電子作業部会の中で以下の事項に関する討議文書を作成し、次回会合で議論することとなった。

a)上述の第5項に関連して現在起きている事象の調査結果

b)リスク分析の原則に沿って規格案又は原案が関連部会で策定されたにもかかわらず総会においてそれらがステップ8に保留されている事象についての具体的記述

・第27回会議(2012年4月)では、カナダとオランダを議長国とするEWGが「規格がステップ8で保留された根本的な原因」に関する分析結果を踏まえ、部会の検討用とし

て以下の勧告を提出した。

○勧告1

- ・部会は米国とEUを共同座長とし、以下の議題について討議する議論促進グループ会合を持つことに合意した。

①グループ会合は、ステップ8のままにしておく原因を確認し、考慮する。

②グループ会合は、議論の要約に関する報告書を作成する。しかし、CCGPに対する特定の勧告は行わない。

○勧告2

- ・部会は、手続きマニュアルにおいて議長に対する追加的なガイダンスは必要がないことに合意した。また、事務局は、コンセンサスを得ることの研修に関連して、2012年において1日間のワークショップの開催を予定していることを報告した。

○勧告3

- ・いくつかの代表は、作業が開始された時には、課題を確定する必要があることに合意したものの、現行の手続きを改正する必要があることに合意した。

○勧告4

- ・部会は、他の部会の懸念事項様式 (concernforms) を利用する勧告に注目し、CCRVDFを含む関係部会から提言を得るよう要請した。

○勧告5

- ・部会は、科学的な正当性がある限りにおいて規格をステップ8にとどめることを決定できるとする提案に注目した。しかし、食品の安全以外の他の理由によってもステップ8にとどめることも認識した。
- ・従って、部会は、進行手続き (Elaboration Procedure) を改正しないことに合意した。

○勧告6

- ・部会は、地域単位 (regionalbasis) で規格を採択することは解決にならないことに合意した。

○勧告7

- ・ブラジルの代表は、手続き規則において投票を考慮することを支持した。部会は、投票に関しては現行の規則を維持することに合意した。

(9) 経済的影響に関するステートメントを検証するメカニズムと様式

- ・第26回会議(2010年4月)において、マレーシアとブラジルが共同議長を務める新たな電子作業部会の中で以下の討議文書を作成し、次回会合で議論することとなった。

a) 個々の規格案やその規定の経済的影響について各国が提出したステートメントを検証するメカニズム案

b) 上記メカニズム案に関連する規定案

c) 各国が当該ステートメントを作成する際の様式案

- ・第27回会議(2012年4月)では、EWGの議長国であるマレーシアが、本作業の継続又は中止を部会として判断することを求め、更に部会議長への追加的なガイダンスとして、手続きのステップ4と7に経済的影響を扱うことに関する記述を追加することを提案した。

- ・日本を含む複数の国は、規格策定の各ステップにおいて経済的影響を適切に考慮して対処することは既に認められていること、また、PMの中で「議長は経済的影響を会議内で考慮すべき」と規定されていることから、記述の追加にはほとんど意味がないことを指摘し、日本は、経済的影響の考慮は規格案作成の初期の段階で行ってはどうか、と提案した。

- ・一方、コーデックス規格を採択していく上で、途上国にとって経済的影響は大変重要であり、今後も作業を継続すべきであるという意見が複数の国から述べられた。

- ・議論の末、マレーシアとオーストラリアが共同で作成した討議用ペーパーを基に、次回会合においても議論を継続することに合意した。

- ・この討議用ペーパーでは措置の経済的インパクトと食品安全等とのバランスをどのように考慮できるかを説明するものとし、また、他の部会の例を考慮し、この点に関しコーデックスの規定が必要かどうかを検討することとした。

E. 結論

「一般原則部会における検討経過に関する研究」(第18回会議(2003年4月)から第27回会議(2012年4月))の分野でのコーデックス会議の経緯をまとめることができた。これは日本政府の対処方針の決定に役立てることが出来た。

F. 健康危険情報

特になし

G. 研究発表

論文(著書)

◆今村知明、神奈川芳行、板倉弘重 他。

第2章 食品衛生と食品衛生関連法規。

熊田薫、後藤政幸、桜井直美 編著.

管理栄養士養成課程「栄養管理と生命科学シリーズ」食品衛生の科学-記入式ノートつき.

2011 Apr:p.7-21.

発表業績は特になし

I. 知的財産権の出願・登録状況

特になし

第28回一般原則部会（CCGP）に向けた 各国コメントの動向資料整理

- ・主催国:フランス(於パリ)
- ・開催期間:2014年4月(予定)

目 次

1. CCGP28の議事次第	26
2. CCGP28の議題別討議資料	27
【議題 2】本部会に付託された事項	
【議題 3】各部会のリスク分析文書の再検討（食品残留動物用医薬品部会）	
【議題 4】ステップ8で保留された規格	
【議題 5】経済的影響に関するステートメントを検証するメカニズム	
【議題 6】本部会の付託事項の修正案	
【議題 7】コーデックスとOIEの合同規格の策定	
【議題 8】執行委員会及び総会以外のコーデックス会合におけるコーデックス総会役 の参加	
【議題 9】情報文書の参照	
【議題 10】一般問題部会と個別食品部会の協調	
【議題 11】コーデックス作業管理：部会及び作業評価	
【議題 12】手続規則の規則V.1のためのコーデックス総会の議長及び副議長の役割	
(参考)	
27回会議(2012年4月)の概要	37
(1)当部会に言及している事項	
(2)議題と討議内容	

平成25年12月

1. CCGP28 の議事次第

FAO / WHO 合同食品規格計画 第 28 回一般原則部会 (CCGP)

日時 : 2014 年 4 月 7 日～11 日

場所 : パリ (フランス)

仮議題

【議題 1】	議題の採択
【議題 2】	本部会に付託された事項
【議題 3】	各部会のリスク分析文書の再検討 (食品残留動物用医薬品部会)
【議題 4】	ステップ8で保留された規格
【議題 5】	経済的影響に関するステートメントを検証するメカニズム
【議題 6】	本部会の付託事項の修正案
【議題 7】	コーデックスと OIE の合同規格の策定
【議題 8】	執行委員会及び総会以外のコーデックス会合におけるコーデックス総会 役員への参加
【議題 9】	情報文書の参照
【議題 10】	一般問題部会と個別食品部会の協調
【議題 11】	コーデックス作業管理 : 部会及び作業評価
【議題 12】	手続規則の規則 V.1 のためのコーデックス総会の議長及び副議長の役割
【議題 13】	その他の事項及び今後の作業
【議題 14】	次回会合の日程及び開催地
【議題 15】	報告書の採択

2. 議題別討議資料

【議題 2】本部会に付託された事項

議 題	コーデックス総会から提起された／付託された事項
本部会に付託された事項	<p>I. コーデックス総会から提起された／付託された事項</p> <p>第35回コーデックス総会：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「汚染物質」の改訂された定義の採択に伴い、「一般規格」の関連セクションを精査して飼料添加物／残留飼料添加物の問題との相違を調整するよう食品汚染物質部会（CCGF）に要請。 ・改訂された「食品残留動物用医薬品部会（CCRVDF）が適用するリスク分析の原則」及び「食品残留動物用医薬品に関するリスク評価方針」の採択に伴い、一般原則部会（CCGP）がその次回部会で文書の整合性を見直せることを指摘。本件については議題3（CX/GP 14/28/3）で検討する。 <p>第36回コーデックス総会：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手続き規則の規則V.1のためのコーデックス総会（CAC）の議長及び副議長の役割を検討するようCCGPに要請。本件については、FAO及びWHOの法律顧問が作成した文書に基づき、議題12（CX/GP 14/28/11）で検討する。 <p>II. 他の部会から付託された事項</p> <p>食品衛生部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第45回食品衛生部会（CCFH）では、コーデックス事務局の提案に基づき、「微生物学的リスク評価の実施に関する原則及び指針」（CAC/GL 30-1999）における「危害要因判定」と「リスク推定」の定義の修正案を第37回CACの承認に付した。CCFHは「手続きマニュアル」の定義も修正すべきかを検討するようCCGPに要請することでも合意し、CCGPはこの要請の検討を求められている。 <p>食品残留動物用医薬品部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第21回CCRVDFは、「懸念事項様式（Concern Form）」の説明と使用に関する「<i>CCRVDFが適用するリスク分析の原則</i>」の修正を、CCGPを通して第37回CACでの採択に付した。CCRVDFで合意された修正は、議題3で検討される文書（CX/GP 14/28/3）に含まれている。

【議題 3】各部会のリスク分析文書の再検討（食品残留動物用医薬品部会）

議 題	各部会のリスク分析文書の再検討：食品残留動物用医薬品部会 コーデックス事務局作成
各部会のリスク分析文書の再検討（食品残留動物用医薬品部会）	<p>背景 食品残留動物用医薬品部会（CCRVDVDF）では、「CCRVDVDFが適用するリスク分析の原則」及び「食品中の動物用医薬品の最大残留基準値（MRL）の設定におけるリスク評価方針」の見直しを進めてきたが、両文書の改訂は第20回CCRVDVDFで完了し、第35回コーデックス総会（CAC）はこれを採択するとともに、一般原則部会（CCGP）がその整合性を次回部会で再検討できることを指摘した。第20回CCRVDVDFではさらに、「手続きマニュアル」への盛り込みに向けて、「懸念事項様式（Concern Form）」と「追加の動物種及び臓器への動物用医薬品のMRLの外挿に関するリスク分析方針」の策定に関する追加作業が必要と決定された。第21回CCRVDVDFでは、外挿に関する規定と「懸念事項様式」の使用に関する作業を完了し、CCGPを通して第37回CACでの採択に付した（議題2を参照）。また、CCRVDVDFのリスク分析の原則に「FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）の指針に従い、代替的アプローチを使用したハチミツのMRLの推奨を検討」できる旨の一文を挿入すべきであり、本件に関する第78回JECFAの検討結果に照らして、次回部会でその案を検討することでも合意した。</p> <p>勧告 CCRVDVDFが進めているハチミツのMRLの設定に関する作業及び第46回残留農薬部会（CCPR）が行うべき「CCPRが適用するリスク分析の原則」の改訂の状況を考慮し、コーデックス事務局は以下を勧告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 第21回CCRVDVDFによる修正案（付属文書を参照）を承認すること。 ii. 上記文書の完成に伴い、各部会が適用するリスク分析の原則すべての整合性を検討すること。 <p style="text-align: center;">付属文書</p> <p>コーデックス食品残留動物用医薬品部会が適用するリスク分析の原則</p> <p>付属文書1 コーデックス食品残留動物用医薬品部会による優先順位の設定優先リストの検討に向けて必要な<u>推奨される</u>情報のテンプレート</p> <p>付属文書2 懸念事項様式のテンプレート</p> <p>食品中の残留動物用医薬品の最大残留基準値の設定に関するリスク評価方針</p>

【議題 4】 ステップ 8 で保留された規格

議 題	規格がステップ8で保留された根本的な原因に関する進行役付き討論会の報告書ローマ（イタリア）2013年7月4日（欧州連合及び米国作成）
規格がステップ8で保留された原因について	<p>背景</p> <p>第26回（2010年）一般原則部会（CCGP）では、「コーデックス規格及び関連文書の策定手続き」をめぐる問題について、規格案がステップ8で保留される原因の説明と次回CCGPで検討すべき勧告の提案を含むディスカッションペーパーを作成する電子作業部会（eWG）を設置した。第27回CCGP（2012年）では、eWGが作成した文書を検討し、特に「現在の規格設定の手続き、欠陥と課題について自由に討論する」との勧告に従い、進行役付き討論会を開くことで合意した。この討論会は、メンバーの認識と理解の向上を目的にステップ8で規格が保留された根本的な原因を特定及び検討することを付託事項とし、第36回コーデックス総会（CAC）の開催期間中に、欧州連合と米国を議長、CACの3人の副議長を進行役として開催された。</p> <p>規格がステップ8で保留された根本的な原因に関する進行役付き討論会</p> <p><u>議題1：歓迎、付託事項の再検討（欧州連合、米国）</u></p> <p><u>議題2：eWGの報告及びその結果に関する討議（進行役：Samuel Godefroy副議長）</u></p> <p>報告では、規格がステップ8で保留された経緯と背景が概説され、長期間保留される規格は少ないこと、規格の保留がCACにとって有益な場合があること（追加的な情報やデータが得られるなど）、規格が長期間保留された原因は「その他の要因」及び貿易に関する世界貿易機構（WTO）の影響への懸念にあったことが指摘された。報告に続いて、参加者は、規格がステップ8で保留された根本的な原因について、価値観、科学、コンセンサス、意思決定、コーデックス及びその規格設定とWHOの関係を焦点に、自由に討論を行った。</p> <p><u>議題3：開発途上国の観点：各国はコーデックス規格をどのように使用し利益を得ているか（進行役：Awilo Ochieng Pernet副議長）</u></p> <p>ブラジル、ケニア、タイがコーデックス規格をどのように使用し利益を得ているかについて、各国の代表団が概説した。ブラジルでは、新たなコーデックス規格の採択に伴い食品に関する法律を更新しており、コーデックス規格の使用によって市場の拡大と安全な食品の提供、パートナーシップの促進、国の法律への信頼確保、多国間活動の経験、能力強化などの利益が得られている。ケニアでは、多くのコーデックス規格を国の規格として採用しており、それがコストの削減、消費者の保護、食品の安全性への信頼の確保につながっている。タイでは、コーデックスへの参加が国の規格プログラム策定の重要な要素となっており、国内規格及びその基礎として数々のコーデックス規格を採用し、MRLが設定されていない副産物については独自の規定を公布している。</p> <p><u>議題4：コンセンサスを得るための手段及び指針（進行役：S. Sefa-Dedeh副議長）</u></p> <p>Sanjay Daveコーデックス議長が「コンセンサスを得るための手段と指針」（付属文書3）をテーマに、一般的な点・代表の役割・議長の役割の3要素を焦点とするプレゼンテーションを行い、コーデックスは多国間組織としてある程度の意見の相違を免れないが、互いの理解と協力によってギャップを埋め、議長と代表がそれぞれの責任を果たすことでコンセンサスの実現を目指すべき、と指摘した。これに対し、「コンセンサスに達する能力にはリスク評価その他の要因が伴い、科学と価値観の橋渡しは困難で障壁となり得る」「『手続きマニュアル』の指針に従うことが重要」「会合の評価に示された建設的批評を考慮することが重要」「加盟国や地域の観点を共有し、理解することが重要」「議長を支援することが重要であり、地域的な立場を固持することなく他国と合意する</p>

自らの能力を省察すべき」などの意見が表明された。

議題5：まとめ（米国、欧州連合）

共同議長はプレゼンターと参加者に感謝し、本討論会の概要報告書が CCGP に提出されることを指摘した。

付属文書1

規格がステップ8で保留された根本的な原因に関する進行役付き討論会の概要（仮）

付属文書 2

規格がステップ 8 で保留された根本的な原因の特定及び検討に関する CCGP 討論会

付属文書 3

コーデックス委員会の枠組みの中でコンセンサスを得るための手段及び指針

【議題 5】 経済的影響に関するステートメントを検証するメカニズム

議 題	経済的影響に関するステートメントを検討するメカニズムに関するディスカッションペーパー（マレーシア及びオーストラリア作成）
<p>経済的影響に関するステートメントを検証するメカニズム</p>	<p>1. 背景</p> <p>第 26 回一般原則部会（CCGP）（2010 年 4 月）では、個々の規格案又はその既定の一部が各国の経済に及ぼし得る影響に関して政府が提出する、経済的影響に関するステートメントを検討するメカニズムを、その提出用のテンプレート又は統一された書式を含めて作成することで合意した。第 27 回 CCGP（2012 年 4 月）では、電子作業部会（eWG）の報告に基づき、(a)既存の規定では手続きが不明確であるためこの作業を継続する、(b)既存の規定は経済的懸念を提起する機会を十分に認めているためこの作業は進めない、(c)CCGP はメンバーが問題を提起した場合にそれを考慮することの重要性を他の部会に指摘できるため、「議長に対するガイドライン」に明確な文章を追加することで経済的影響に関する問題が関連部会により確実に検討されるようにする、という 3 つの選択肢が提案された。本部会では、この段階で手続きマニュアルの修正やテンプレートの統一を提案するには時期尚早であること、マレーシアとオーストラリアが共同で作成するディスカッションペーパーに基づき次回会合で討議を継続することで合意した。このペーパーの目的は、コーデックスの部会が措置の経済的影響と食品安全性問題及びその他の要素の調整をどのように考慮できるかを説明し、個々の部会での例を示して検討し、この問題に関してさらなる規定が必要かを見極めることであった。</p> <p>2. 規格の策定における経済的影響の考慮</p> <p>新たな措置や規格は、特に開発途上国からの輸出に重大な障壁をもたらし、結果的にその経済に悪影響を及ぼす場合がある。規格策定プロセスでは、透明性や他者のコメント・提案の受け入れといった原則に基づき、意図する措置が経済に及ぼし得る影響を真剣に考慮すべきであり、それが、規格案が受け入れられる可能性を高めることにつながる。</p> <p>3. コーデックスにおける既存の規定</p> <p>経済的影響の考慮に関する規定は、「コーデックス手続きマニュアル」の 3 つのセクションと付属文書に存在するが、経済的懸念に関するコメントやステートメントを提出するためのメカニズムは設けられていないため、関連部会への提出に不統一が生じ、作成のプロセスと到達する結論に影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>4. 措置の経済的影響を食品安全性問題及びその他の要素と調整する方法</p> <p>以下のケーススタディにおいて、規格作成の過程で経済的影響の考慮が果たす役割を検討した。</p> <p>ケース 1：「ビターキャッサバに関するコーデックス規格」（生鮮果実・野菜部会）</p> <p>2003 年に採択された「スイートキャッサバに関するコーデックス規格」は、トンガやフィジーなどによるキャッサバの輸出の技術的障壁となったが、両国が経済的影響の懸念を提起し、コーデックス生鮮果実・野菜部会（CCFFV）がシアン化水素の含有量と関連する健康懸念に対処する表示規定を含めて議論を重ねた結果、「ビターキャッサバに関する規格」が 2010 年に採択された。これは、経済的影響の懸念が規格作成プロセスの早期に提起され、真剣に検討された一例であり、受け入れられる方向を模索する努力が、消費者の健康の保護を損なうことなくビターキャッサバの国際貿易を促進することへとつながった。</p> <p>ケース 2：「イワシ及びイワシ類缶詰製品に関するコーデックス規格」 - ベンティンクニシン (<i>Clupea bentincki</i>) の追加（魚類・水産製品部会）</p>

この規格にベンティンクニシンを含めるという 1994 年のチリの提案を受けて、コーデックス魚類・水産製品部会（CCFFP）では、1996 年以降、その修正案の採択に向けて作業を進めていたが、2000 年にモロッコ代表団が異議を表明したことで、1)ベンティンクニシンの追加、2)表示要件の検討、3)魚類・水産製品に関する規格に種を追加する手続きの見直し、という 3 つの別個の問題が認識された。第 30 回コーデックス総会（CAC）（2007 年）では、1)と 2)を含めた修正案が採択された。3)に関する新規作業案も承認され、「手続きマニュアル」の改訂案が第 36 回 CAC（2013 年）で採択された。本件の議論は 13 年間続いたが、チリとモロッコへの経済的影響が早期に認識されていれば、明確なステートメントの提出を促すことで双方のデータを検討する機会が得られ、討議の進行に役立ったはずである。

ケース 3：チーズに関するコーデックス一般規格 – パルメザンチーズに関する規格の追加（乳・乳製品部会）

第 2 回コーデックス乳・乳製品部会（CCMMP）（1996 年）において、ドイツがパルメザンチーズに関する新たな規格の作成を提案し、メンバーの意見は賛否両論に分かれた。経済的影響に関するコメントは特に提起されなかったが、商標その他の知的財産権の保護が懸念され、コーデックスがそれらを考慮すべきかが問題とされた。議論は 1996 年から 2005 年まで続けられ、最終的には、第 28 回 CAC（2005 年）で将来の会合に無期限で延期された。経済的影響が考慮されていれば、CCMMP はあらゆる事実を多様な方向で検討でき、提案は異なった結果を迎えていた可能性がある。

5. 要約

上記のケーススタディはいずれも、経済的影響が規格作成プロセスの進行を遅滞又は停止させる主な懸念・原因となったことを示しており、その早期の認識と明確な表明は部会での意思決定に役立つ可能性がある。そのため、規格案の討議に際して経済的影響に関するステートメントを考慮する方法と程度に関する指針は加盟国にとって有益であると考えられ、テンプレートや統一された書式を含めたメカニズムがあれば、すべての部会で確実に単一の手続きが適用されることになる。

6. 結論

コーデックス部会は、作成中の規格が及ぼし得る経済的影響を考慮することにより、規格案が加盟国に受け入れられるかを明確に把握し、その採択が強い異議によって最終段階で保留されることから生じる作業を回避できる。

【議題 7】コーデックスと OIE の合同規格の策定

議 題	コーデックスと国際獣疫事務局の協調に関する電子作業部会報告書 (カナダ作成)
コーデックスと OIE の合同規格の策定	<p>第27回コーデックス一般原則部会 (CCGP) では、コーデックス委員会 (CAC) と国際獣疫事務局 (OIE) が互いの関連作業への配慮を高めるための指針を提案し、規格及び指針を相互参照する一貫した方法を見極める電子作業部会 (eWG) を設置することで合意した。</p> <p>eWGでは2012年9月以降4回にわたり、関連している文書、作業、協調を高めるための提案に関するコメントを加盟国政府とオブザーバー組織に要請した。</p> <p>その回答に基づくeWGの認識では、食品生産チェーンに関連する規格の策定においては「生産現場から食卓まで」のアプローチが不可欠であり、生産現場での規格の策定及び動物集団の健康状態の維持 (OIE) と安全な食品に関する規格の策定 (CAC) は消費者保護のレベルを高めることにつながる。</p> <p>したがってOIEとCACの協力とコミュニケーションは重要であり、その枠組みを提供しているコーデックスの既存のガイドラインの効果を高め、互いの規則と手続きの中で継続的に協調を促進する現実的な措置を特定する必要がある。</p> <p>双方の作業の調整を強化し、さまざまな措置によって整合性と透明性を向上させれば、互いの協力の効果は高まるはずである。そのため、eWGは両組織が相互参照している文書の総覧とともに、第28回CCGPによる物理的作業部会での検討に向けて指針文書案 (付属文書B) を作成した。</p> <p>この案には、特定された3つの主要テーマに基づき推奨される措置がまとめられている。</p> <p>付属文書 A 参加者リスト 付属文書 B コーデックス/OIEの協調に関する指針文書案 CACとOIEの協力を促進するために推奨される措置</p> <p>テーマA – 相互参照の体系的な手続きを採用して整合性を向上： 一貫した体系的な相互参照プロセスを採用、共通の関心分野のリストを互いのウェブサイトに掲載</p> <p>テーマB – 共通の関心分野における共同の優先事項を見極めるプロセスを強化し、情報の共有と最善のコミュニケーション・協力方法の認識によって透明性を向上： a. CAC議長とOIE事務局長の合同会議を毎年開催、b. 合同事務局会議を毎年継続、c. 互いの作業を確認、d. 他方への報告を提供、e. 互いの作業に関するワークショップ/合同会議を開催、f. 互いの会議に出席する代表の選定基準を策定、g. 双方の専門家の共同代表がWTOのSPS (衛生植物検疫措置) 事務局とともに能力強化ワークショップに参加</p> <p>テーマC – 国及び地域レベルでの協力を強化： 加盟国政府に対し、国及び地域レベルでCACとOIEの対話を促進すること、及び両組織共通の関心問題について情報を共有し、国の立場を調整することを奨励</p>

【議題 9】 情報文書の参照

議 題	情報文書の参照に関する電子作業部会報告書 アメリカ合衆国作成
情報文書の参照	<p>背景 第27回コーデックス一般原則部会（CCGP）では、コーデックス総会による正式な採択は受けないものの、コーデックス部会が作成し、部会と各国政府にとって有用な情報が含まれる文書の扱いを検討するよう求めるコーデックス食品汚染物質部会（CCCF）の要請に従い、以下を付託事項とする電子作業部会（eWG）を設置することで合意した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これらの文書に分類される文書の特定及び検討 ・これらの文書を適切に説明する名称又は分類の選定 ・この分類に含めるための基準の策定 ・基準を満たす文書を決定する責任の所在の指定 ・これらの文書を利用できるようにする方法の特定 <p>討議及び勧告 第28回CCGPでは、付属文書I「情報文書を分類し、コーデックスの将来の全ユーザーが利用できるようにするためのガイドライン案」を検討し、eWGによる以下の勧告について討議すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この種の文書のタイトルを「参照及び情報文書」とすること（部会の将来の作業に役立つ過去の作業への参照と各国政府にとって有用な情報の双方を含める）。また、「裏付け（supporting）」の言葉（ガイド、ツール、リストなど、文書の多様な目的を説明）をタイトルに含めるか否か。 ・これらの文書の分類基準を以下の通りとすること。 <ul style="list-style-type: none"> -各国政府及びコーデックスの部会、メンバー、オブザーバーにとって有用な情報が含まれること。 -コーデックスの規格・ガイドライン・実施規範・勧告の策定には適さず、「手続きマニュアル」への盛り込みには当たらないこと。 -部会がコンセンサスに到達できなかった難しい問題を処理する方便としないこと。 <p>eWGがこれらの基準を満たすと考える文書のリストは付属文書（ANNEX）Iに示されている。</p> ・文書が分類基準を満たすかを決定する責任はコーデックス事務局の支援を受けて関連の部会が負い、その報告書に簡単な分析/根拠と情報文書として提示すべき理由を含めること。また、決定のプロセスにコーデックスの執行委員会及び/又は総会を関与させるか否か（これらの文書の意義が高まる、不要なプロセスが増える、基準の適用に一貫性が確保される、などの意見）。 ・これらの文書をコーデックスのウェブサイトに関連の部会ごとに年代順に分類し、正式なコーデックス規格ではない旨の免責条項を添えて公開すること。 <p>付属文書（APPENDIX）I – 情報文書を分類し、コーデックスの将来の全ユーザーが利用できるようにするためのガイドライン案</p> <p>付属文書（ANNEX）1 –【参照及び情報文書】の基準を満たす文書</p> <p>付属文書（APPENDIX）II – 参加者リスト</p>